

## 市民オンブズマン事務局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱（平成28年11月29日川総人第1082号）第7条の規定に基づき、市民オンブズマン事務局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「局推進本部」という。）を置く。

### (組織)

第2条 局推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市民オンブズマン事務局長をもって充てる。

3 本部長は、局推進本部を総理し、局推進本部を代表する。

4 副本部長は、庶務担当の担当課長をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

6 本部員は担当課長をもって充てる。

### (所掌事務)

第3条 局推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 職員の働く環境の整備に関すること。

(2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。

(3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

### (会議)

第4条 局推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 局推進本部の庶務は、市民オンブズマン事務局庶務担当において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。